

大津市議会政策検討会議設置要綱（見直し案）

（設置）

- 第1条 会派（3人以上の議員を以て結成の届出のあった会派をいう。）から条例づくり等の政策提案を行う場合は、議会運営委員会の協議を経て、賛同の得られたものについて大津市議会政策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。
- 2 検討会議が設置されたときは、議員全員で構成する大津市議会政策検討会議全体会（以下「全体会」という。）を同時に設置する。

（所掌事務）

- 第2条 検討会議の所掌事務（以下「所掌事務」という。）は、次のとおりとする。
- (1) 政策提案（条例等）の原案作成に関すること。
 - (2) 政策提案（条例等）に係る協議検討に関すること。
 - (3) その他政策提案に関すること。
- 2 全体会は、検討会議からの報告に基づき当該報告事項について協議し、確認する。

（組織等）

- 第3条 検討会議は、概ね10人以内の次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 座長 1名
 - (2) 副座長 1名
 - (3) 選出議員（各会派（一人会派を含む。）から選出される1名の議員。ただし、政策提案会派は2名）
- 2 座長は、政策提案会派の選出議員をもって充てる。
- 3 副座長は、政策提案会派以外の選出議員の中から座長が指名する。
- 4 全体会に会長を置き、議長をもって充てる。
- 5 検討会議の委員は、案件に係る第6条第3項に規定する条例提案等を行った場合、又は座長が当該案件に係る所掌事務について協議を終了すると判断したときは、次条に規定する職務を解かれたものとする。
- 6 全体会を構成する議員は、前項の規定により検討会議の委員の職務が解かれた場合には、同時に当該案件に係る全体会の構成議員としての職を解かれたものとする。
- 7 検討会議の委員は、第5項の規定によりその職務を解かれた場合を除き、自らの都合により委員の職を辞することはできないものとする。

（職務）

- 第4条 座長は、所掌事務を統轄する。
- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 選出議員は、座長の命を受けて所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 検討会議は座長が招集し、座長が議事を進行する。

2 全体会は会長が招集し、会長が議事を進行する。

3 検討会議及び全体会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 検討会議及び全体会は、原則これを非公開する。ただし、検討会議は座長が、全体会は会長が、それぞれの会議に諮って、公開することができる。

(市民意見の聴取等)

第6条 検討会議は、市民の意見を聴取するため大津市パブリックコメント制度実施要綱の規定に準じパブリックコメントを実施することができるものとする。

2 前項のパブリックコメントは、大津市議会のホームページにおいて行うものとする。

3 検討会議は、第1項に規定するパブリックコメントの実施に加えて、必要に応じて執行機関又は関係機関に意見照会を行うことができるものとする。

4 前項の意見照会及び意見照会に係る回答等は、座長名で行うものとする。

(運営等)

第7条 検討会議は、必要に応じて市民等の参考人招致、公聴会の開催、執行部からの助言、及び(仮称)政策アドバイザー制度の活用を図るものとする。

2 検討会議は、協議経過等について、必要に応じて全体会に報告するものとする。

3 検討会議は、検討会議でまとめた条例案(政策提言等)を議会運営委員会の承認を経て、条例提案等を行うものとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議及び全体会の運営に係るものについては、議会運営委員会において協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。